児童名 (生年月日)	(Н)
	(Н)
	(Н)

(学童クラブ申請用)

自営業届

令和 年 月 日

流山市学童クラブ指定管理者 社会福祉法人 生活クラブ 理事長 三好 規 様

所在地

自営業中心者 氏名

囙

電話番号

下記のとおり相違ないことを証明します。

就労者氏名		
就労者住所		
勤務先住所	※実際に勤務している場所 電話	()
就労開始	年 月 日から	
業種	小売販売 ・ 飲食店 ・ 建築 ・ 不 ・ 著作 ・ 芸術芸能 ・ その他 (「動産 ・ 生命保険 ・ サービス)
事業形態	経営者 ・配偶者が経営者 ・親族がその他 (経営者 ・ 内職)
職務内容		
(具体的に)		
就労日数	1 ケ月 日	
就労時間	時 分から 時	分(時間)
定休日	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ ※ 休日となる曜日に〇印をして下さい。不定	
給与形態	月給 ・ 日給 ・ 時間給 ・ 歩合	給 ・ その他 ()
直近過去6ケ月間	月分 日 月分	日 月分 日
の就労実績日数	月分 日 月分	日 月分 日
所得税申告	・ 確定申告をする ・ 経営者から専行	ど者給与がある
	・ 自営手伝のため給与はない	
	・ その他 ()

- ・ 記入内容が実際と異なる場合は、学童クラブの内定取消または入所解除とします。
- ・ 事業所記入担当者の方に証明内容について照会させていただく場合があります。
- ・ 自営を証明する書類、裏面 (I・Ⅱ) をご提出下さい。
- ・ お問い合わせ先:第1おおぞら学童クラブ 電話:04-7158-7560 平日(月〜金)担当:片桐・中野まで

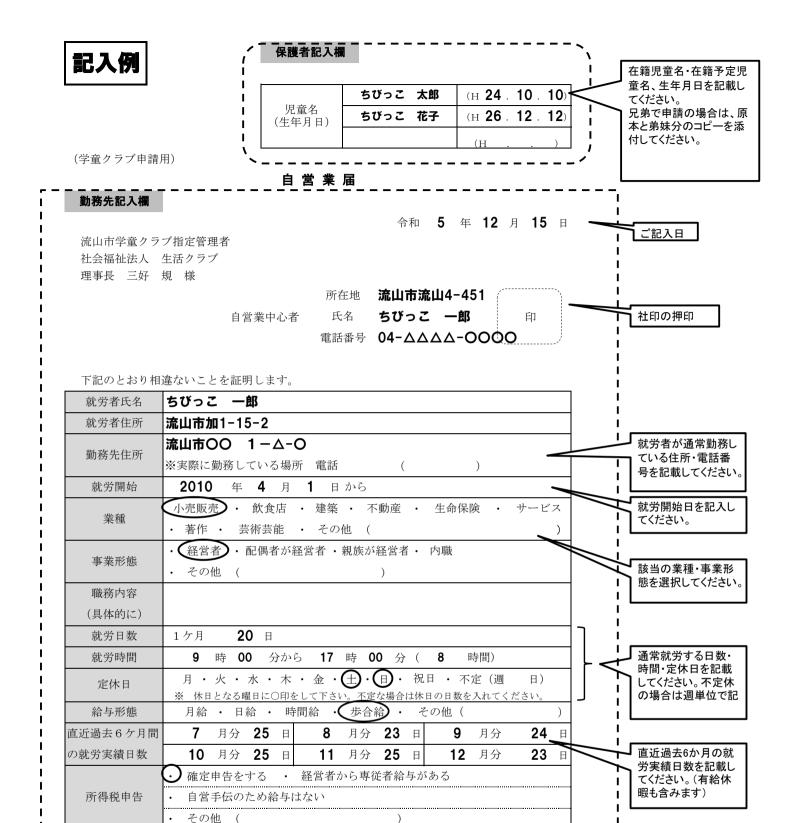
【自営を証明する書類(Ⅰ・Ⅱ)】

I グループ(会社やお店の運営を確認できる書類) と、Ⅱグループ(継続して働いていることがわかる書類)の中から、それぞれ一枚ずつ、写しを添付して下さい。

※添付したものに、チェックをつけてください。

Ι	会社やお店の運営を確認できる書類
	□ 税務署に提出する個人事業の開業届
	□ 営業許可書
	□ 事業所やお店を開業していることがわかる、パンフレット・チラシ・ホームページ
	□ 事務所やお店の賃貸契約書
	継続して働いていることがわかる書類
	(直近1か月分を提出してください。なお、復職予定で申し込む方は、産休前の1か月分を提出
	してください。)
	自営中心者
	□ 事業所名が記載された公共料金の領収書
П	□ 営業上必要な材料等の仕入れ伝票
	□ 商品等販売代金の請求書、領収書
	□ 給与明細書・報酬の記録(振り込まれた通帳等)
	□ 賃金台帳
	□ 出勤記録(タイムカード等)
	自営協力者
	□ 給与明細書・報酬の記録(振り込まれた通帳等)
	□ 賃金台帳
	□ 出勤記録(タイムカード等)

- ・内定の場合は、勤務後ただちに勤務の自営業届と自営を証明する書類(I・Ⅱ)をご提出ください。
- ・ご提出がない場合は、客観的な勤務がないとみなし、就労とみなせません。



- ・ 記入内容が実際と異なる場合は、学童クラブの内定取消または入所解除とします。
- ・ 事業所記入担当者の方に証明内容について照会させていただく場合があります。
- · 自営を証明する書類、裏面(I・Ⅱ)をご提出下さい。

お問い合わせ先:ちびっこクラブ 担当:片桐・中野 まで

電話:04-7158-7560 平日(月~金)